

(1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|-----------------|---|-----------------|---|---|
| | 別表（第3条、附則第2項関係） | | 別表（第3条、附則第2項関係） | | |

| <table border="1"> <tr> <th data-bbox="247 1758 303 1960">区分</th> <th data-bbox="247 1097 303 1758">基準</th> </tr> <tr> <td data-bbox="303 1758 359 1960">略</td> <td data-bbox="303 1097 359 1758"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1758 678 1960">入所及び退所</td> <td data-bbox="359 1097 678 1758"> <p>1・2 略</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1758 742 1960">略</td> <td data-bbox="678 1097 742 1758"></td> </tr> </table> | 区分 | 基準 | 略 | | 入所及び退所 | <p>1・2 略</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p> | 略 | | <table border="1"> <tr> <th data-bbox="247 873 303 1075">区分</th> <th data-bbox="247 201 303 873">基準</th> </tr> <tr> <td data-bbox="303 873 359 1075">略</td> <td data-bbox="303 201 359 873"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 873 678 1075">入所及び退所</td> <td data-bbox="359 201 678 873"> <p>1・2 略</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 873 742 1075">略</td> <td data-bbox="678 201 742 873"></td> </tr> </table> | 区分 | 基準 | 略 | | 入所及び退所 | <p>1・2 略</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p> | 略 | |
|---|--|----|---|--|--------|--|---|--|---|----|----|---|--|--------|--|---|--|
| 区分 | 基準 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入所及び退所 | <p>1・2 略</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 基準 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入所及び退所 | <p>1・2 略</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| | |
|---|--|
| 改 | 前 |
| <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>正</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> |

| | |
|--|--|
| <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 特定施設入居者生活介護は、法第8条第11項又は第8条の2第9項に規定する計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(指定居宅サービスの事業者の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 指定居宅サービスの事業者の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> | <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 特定施設入居者生活介護は、法第8条第11項又は第8条の2第11項に規定する計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(指定居宅サービスの事業者の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 指定居宅サービスの事業者の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。ただし、<u>難病等を有する者又はがん末期の者であって常時看護師による観察が必要なもの</u>を対象とする通所介護の事業者の従業者、設備及び運営に関する基準は、<u>事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>2 略</p> |
|--|--|

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準) 第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護又は同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）</p> | <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準) 第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。